

日 社 協 第 1 2 号  
令 和 元 年 8 月 9 日

厚生労働大臣  
根 本 匠 殿

一般社団法人 日本社会医療法人協議会  
会 長 西 澤 寛 俊

### 令和2年度社会医療法人制度及び税制改正要望について

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しております。社会医療法人は、地域医療の重要な担い手である医療法人の中で、特に地域に必要な救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児救急医療の提供を担っています。

しかしながら、これらの医療はいわゆる不採算医療であり、今後とも社会医療法人が国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスを適切に提供するために社会医療法人に関する制度及び税制に関し、下記要望事項を掲げました。

つきましては、その実現に向け格段のご配慮をお願いいたします。

### 記

#### I 社会医療法人制度について

1. 救急医療等確保事業に係る業務の実績基準の見直し
2. 訪日外国人向け医療提供体制の整備と医療税制の整合性の確保

#### II 社会医療法人に関する税制について

1. 社会保険診療報酬等の非課税に伴う控除対象外消費税問題の抜本的な解決
2. 社会医療法人の行う医療保健業の収益事業除外における業務区分撤廃
3. 社会医療法人に対する寄附税制の整備
4. 固定資産税の非課税範囲の拡充

(別紙)

## I 社会医療法人制度について

### 1. 救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等の見直し

社会医療法人制度の安定と一層の普及を図るため、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等を社会の変化および地域の実情等を踏まえた要件とされたい。特に、周産期医療の分娩実施件数の基準を緩和していただきたい。(医療法第42条の2第1項第5号)

#### [理由]

現行の認定要件中、救急医療等確保事業の実績基準はきわめてハードルが高いうえ、なおかつ、これらの基準は、地域の医療提供体制の変動という外的事情や当該地域における社会医療法人自身の確保事業への貢献により、充足の可否が大きく左右され、認定取消しにつながりかねない。

こうした社会医療法人制度の根幹に及ぶ課題を解消するためには、現行の実績基準等を地域の実情等を踏まえ柔軟に運用する必要がある。

社会医療法人制度の安定と一層の普及を図るため、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等は社会の変化及び地域の実情等を踏まえた要件とされたい。

少子化の影響により、周産期医療の実績基準を満たすことは厳しくなっているため、分娩実施件数の基準を是非とも緩和していただきたい。

## 2. 訪日外国人向け医療提供体制の整備と医療税制の整合性の確保

訪日外国人向け医療提供体制の整備が必要とされている中で、医療機関が外国人への医療提供を実施することにより、自費患者への医療費の価格設定や、社会保険診療収入以外の収入増加の面で、税制上の不利益を生じないように、整合性を確保していただきたい。

(平成30年4月27日・自由民主党政務調査会・外国人観光客に対する医療PT第一次提言、医療法施行規則(昭和23・11・5厚令50)第30条の35の3、第57条の2、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準関係)

### [理由]

近年のインバウンド拡大政策に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、今後、訪日外国人観光客はますます増加するものと見られる。

これに伴い外国人への医療提供体制の整備も必要とされ、医療機関には多言語でのコミュニケーション体制整備、医療コーディネーターの養成・配置等による負担が新たに発生してくるが、その費用は自由診療の枠組みの中で患者に請求せざるを得ない。

一方、社会医療法人や特定医療法人、認定医療法人には、次のような制約が課されている。

- ①自費患者への請求金額は社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること
- ②社会保険診療収入が全収入の80%を超えていること。

現行制度のままでは、外国人医療という政策課題に応ずることが、上記法人の認定、承認の取消し事由にならないとも限らないのである。

外国人への医療提供の拡大に際しては、上記のような医療税制と整合性をとり、医療機関が不利益を被ることのないよう措置していただきたい。

## II 社会医療法人に関する税制について

### 1. 社会保険診療報酬等の非課税に伴う控除対象外消費税問題の抜本的な解決

控除対象外消費税問題の解消のため、医療および介護に係る消費税について、社会保険診療報酬および介護報酬の非課税を見直し、消費税制度に合致する原則として課税に改められたい。

(消費税法(昭和63・12・30法律108)第6条、第30条、別表第一関係)

#### [理由]

医療機関は消費税の上乗せされた医療機器や医薬品、医療材料、消耗品等を購入しているが、医療が非課税であるため仕入税額控除を通じて仕入税額の還付を受けることはできない。他の非課税事業者ならば、この仕入税額分を商品価格に転嫁して回収できるのに対し、医療の対価は法令上、社会保険診療報酬として決定されているという特殊性があり、転嫁することもできない。

これをカバーするため、社会保険診療報酬には仕入消費税相当額を補填することとされているが、補填の十分性や医療機関ごとの補填のばらつきが大きさが課題となっている。

特に病院は高額な設備投資を行うことが多いため、補填不足が生じやすい。中央社会保険医療協議会・診療報酬調査専門組織「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において、平成30年7月に公表された「消費税率8%への引上げに伴う補てん状況把握結果」によれば、病院の補填率は85%であり、15%もの補填不足が生じている。

こうした状況に対し、与党の平成31年度税制改正大綱において、「所管省庁を中心に、実際の補填状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて診療報酬の配点方法の見直しなど対応をしていくことが望まれる」との記載がなされた。これらの措置により、全体としての補填不足や補填のばらつきについて、是正が進むことが期待される。

しかしながら、そのような画一的補填方式には個々の医療機関の仕入税額が考慮されていないことから、どれほど補填方法を精緻化しようとも、税負担の不公平性は解消し得ない。そもそも、消費税非課税制度と診療報酬等の公定価格制度は、その目的を異にする以上、消費税問題を

診療報酬の改定によってカバーする方法にはおのずと限界がある。

この問題の抜本的解決のためには、病院にかかる社会保険診療報酬等に対する消費税を原則として課税に改め、仕入税額控除を認めるほかない。

## 2. 社会医療法人の行う医療保健業の収益事業除外における業務区分撤廃

社会医療法人が行う医療保健業のうち、法人税法上の「収益事業」から除外されるものは本来業務に限定されている。社会医療法人の行う医療保健業は、医療法上の業務区分にかかわらず、すべて法人税法上の「収益事業」から除外していただきたい。

(法人税法第7条、法人税法施行令第5条第1項第29号チ)

### [理由]

社会医療法人の業務のうち、本来業務とされているのは、病院、常勤医師又は歯科医師のいる診療所、介護老人保健施設に限定されている。

これは、医療法人の設立にあたってこれらのいずれかが必須という意味での位置づけによるものである。

本来業務以外のもののうち、医療法人が行うことができる業務が附帯業務、さらに社会医療法人のみが行うことができるものが収益業務という区分になっている。

このように、医療法上の業務区分は、法人類型上必要とされるものとなっており、事業の内容と必ずしも一致していない。

よって、附帯業務には巡回診療所やへき地診療所の開設等も含まれるなど、公共性・公益性の面において必ずしも本来業務に劣るとは言えない。

社会福祉法人においても社会福祉法上の事業分類（社会福祉事業、公益事業、収益事業）は、医療保健業の収益事業除外の要件とはなっていない。本来業務、附帯業務、収益業務のうち、医療保健業に該当しないもので、法人税法上の他の33収益事業に該当するものは、収益事業として課税対象となるものであり、社会医療法人のすべての事業が収益事業から除外されるわけではない。

したがって、社会医療法人が行う医療保健業は、すべて法人税法上の「収益事業」から除外すべきである。

### 3. 社会医療法人に対する寄附税制の整備

社会医療法人を税法上の特定公益増進法人とし、これらに対して寄附が行われた場合、寄附をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄附金控除の対象および法人税法上の損金としていただきたい。（所得税法第78条第2項第3号、所得税法施行令第217条、法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条）

#### [理由]

社会医療法人は救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児救急医療のような採算性の乏しい医療を自治体に代わって取り組んでいる。

また、医療法第42条の2第1項第6号の公的な運営が確保されている公共性・公益性のきわめて高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。

さらに、平成29年4月からほぼ全ての社会医療法人に法定の外部監査導入が義務付けられ、法人運営全般に厳しくチェックされることとなった。

社会医療法人を特定公益増進法人とすることにより、社会医療法人が行う採算性の乏しい救急医療等確保事業等を充実強化することは、今後の超高齢化社会を支えるためにぜひとも必要である。

#### 4. 固定資産税の非課税範囲の拡充

社会医療法人の「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税が非課税とされているが、非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡大していただきたい。

(地方税法第348条第2項第11号の5、地方税法施行令第50条の3の2、地方税法規則第10条の7の7)

#### [理由]

平成21年度税制改正により「社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産」は、固定資産税が非課税とされたところである。

社会医療法人は法人単位で認定を受けるものであるため、認定対象となった施設以外の医療施設にも高い公益性が認められる。

今後、非課税の範囲をこうした医療施設全般に拡大していただきたい。